

2018年度 日本政府(文部科学省)奨学生募集要項 専修学校留学生

日本政府文部科学省は、日本において、専修学校留学生として修学する外国人留学生を下記のとおり募集する。

記

1. 専修学校留学生の定義

専修学校の専門課程に在学する者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者をいう。

2. 募集分野

(1) 専修学校留学生として日本での勉学を希望する者については、以下の①～⑦の中から専攻分野を選択すること。

- ①工業関係 ②衛生関係 ③教育・社会福祉関係 ④商業実務関係
- ⑤服飾・家政関係 ⑥文化・教育関係 ⑦その他

(2) 申請書の「日本での希望専攻分野及び学科等」欄には別紙「専攻分野に関連する主な学科等」を参照し、教育を受けたい学科等を第2希望まで希望することができる。

(3) 「⑦その他」の分野を希望する者は申請書の「希望専攻分野」「希望学科」「希望理由」欄にどのような分野を希望するのか具体的かつ詳細に記入すること。なお、専攻分野によっては、受入れ学校がない、又は、修業年限が奨学生支給期間を上回る等の理由により受入れが困難な場合がある。

3. 応募者の資格及び条件

文部科学省は、日本において修学することを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

(1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。

ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国に所在する日本大使館又は総領事館（以下、「在外公館」という）の在外公館で行う。

(2) 年齢：原則として1996年4月2日から2001年4月1日までの間に出生した者。

(3) 学歴：原則として、学校教育における12年の課程を修了した者。（2018年3月までに満たす見込みの確実な者を含む。）

(4) 日本語等：積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で専修学校（専門課程）の教育を受けようとする者。

- (5) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (6) 渡日時期：原則として 2018 年 4 月 1 日から 4 月 7 日までの間に渡日可能な者。
- (7) 査証取得：原則として渡日前に入管法別表第一の四に定める「留学」の査証を必ず取得し、「留学」の在留資格で入国すること。査証については、原則として国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。
- (8) 卒業後：日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。
- (9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
- ① 渡日時において、現役軍人または軍属の資格の者。
 - ② 文部科学省又は受入学校の指定する期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学生であった者。
 - ④ 現在、日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラム（研究留学生・学部留学生・高等専門学校留学生等）との重複申請をしている者。
 - ⑤ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者、及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、現在、日本に留学中の私費外国人留学生であっても、年度内に修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
 - ⑥ 「卒業見込みの者」にあって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
 - ⑦ 渡日後に本制度による奨学金と重複して日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
 - ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
 - ⑨ 日本入国後、在留し各区を「留学」以外に変更した者。

4. 奨学金支給期間

- (1) 2018 年 4 月から 2021 年 3 月までの 3 年間（渡日直後から 1 年間の日本語等予備教育（以下、「予備教育」という）を含む。）とする。
- (2) 奨学金支給期間の延長について
専修学校卒業後、原則として大学の第 3 学年に編入学を許可された者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者については進学に伴う審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、自動的に全員が認められるものではない。

5. 奨学金等

- (1) 奨学金：月額 117,000 円を支給する。ただし、専修学校又は予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。特定の地域において修学・研究する者には、月額 2,000 円又は 3,000 円の地域手当を月額単価に加算する。なお、予算の状況によ

り各年度で金額は変更される場合がある。

次の場合には奨学金の支給を取りやめる。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 専修学校又は予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。(なお、専修学校等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内の修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

(2) 授業料等：専修学校等における入学金、授業料及び入学検定料は文部科学省が負担する。

(3) 旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から成田国際空港、または受入学校が通常の経路で日本国内に到着する際の国際空港までの下級航空券を交付する。渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のために第三国へ立ち寄り渡日する者について、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とする。原則として、国籍国以外への転居等を理由に国籍国以外から渡日する場合は航空券を支給しない。
- ② 帰国旅費：文部科学省は原則として高等専門学校を卒業し文部科学省が定める奨学金支給期間(上記4.)終了月内に帰国する留学生については本人の申請に基づき、原則として成田国際空港、又は受入学校が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の目的地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。

(注1) 自己都合及び上記5.(1)①～⑧の事由により 奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

(注2) 奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し(例：日本での就職)、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

6. 選考及び結果通知

- (1) 在外公館は、申請書類、筆記試験及び面接に基づき、第1次選考を行う。
 - ① 筆記試験科目について、日本語、英語、数学の3科目を全員が必ず受験すること。
 - ② 筆記試験の際は、電卓等の使用を禁止する。
- (2) 第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とし、採否の理由は公開しない。なお、第1次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。
- (3) 第1次選考合格者は在外公館から文部科学省に推薦され、文部科学省は第1次選考の結果に基づき、第2次選考を行う。その際、専攻分野ごとに選考を行う。
- (4) 第2次選考の結果は在外公館を通じて概ね渡日年の1月までに通知する。

7. 専修学校入学前の予備教育

- (1) 予備教育の内容：最初の1年間は、文部科学省が指定する予備教育機関に入学し、専修学校入学のために集中的な日本語教育、その他の予備教育を受ける。予備教育の修学年数は1年間であり、授業の内容は日本語教育を中心とする日本事情等である。
- (2) 専攻分野の変更：原則として認めない。
- (3) 留意事項：予備教育機関において所定の課程の修了が不可能と判断された場合は専修学校への入学はできないので注意すること。（修了が不可能と判断された時点で奨学金は停止され、帰国することとなる。帰国情費も支給されない。）

8. 専修学校の教育内容等

- (1) 専修学校への入学：予備教育を修了した者は文部科学省の指定する専修専門学校に入学する。入学する専修学校は文部科学省が予備教育機関及び関係専修学校と協議して決定する。この決定に対する異議の申立ては認めない。
- (2) 卒業等：専修学校のうち高等学校卒業を入学資格とする専門課程に入学し、2年間の専門教育を受けて卒業する。卒業した者には卒業証書が授与される。
- (3) 授業の使用言語：授業はすべて日本語で行われる。
- (4) 専攻分野の変更：原則として認めない。

9. 応募手続

応募者は以下の書類を一式として、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正本 1部	写し 1部	備考
①	申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2018 年度版様式を使用のこと。(注 4)
②	最終出身学校の全学年の学業成績証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③	最終出身学校の卒業証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	卒業見込みの者は卒業見込証明書。(注 5)
④	最終出身学校の長又は担任教員の推薦状	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式は自由。サンプル有。
⑤	健康診断書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2018 年度版様式を使用のこと。
⑥	在学証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	大学等に在学中の者のみ提出。
⑦	大学入学資格等認定試験合格証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	(注 6)

(注 1) 黒丸の書類は該当者のみ提出。

(注 2) 全ての書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

(注 3) 上記の書類は、正本一式、写し一式の2部にそれぞれまとめて提出すること。またすべての書類の右上に必ず①～⑦までの申請書類番号（表の No. 参照）を記載すること。

(注 4) 申請書は 2018 年度版様式を使用すること。貼付する写真は、最近 6 か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは 4.5×3.5 cm、上半身・正面・脱帽のこと。また写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータに写真のデータを貼り付け、申請書に印刷することは可とする。

(注 5) 最終出身学校の卒業証明書については卒業証書及び合格詔書の写しでも代用可。ただし、その場合は当該出身学校、試験施行機関等の責任者による確認証明を付すこと。

(注 6) 大学入学資格等認定試験合格者が応募する場合、大学入学資格等認定試験合格証明書を提出すれば、②学業成績証明、③卒業証明書、④推薦状の提出省略可能。

10. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまで 1 か月～1 か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低 2,000 米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。

(4) 宿舎について

① 予備教育期間中の留学生宿舎

原則として予備教育機関が運営する宿舎に入居することができる。

② 専修学校入学後の留学生宿舎

留学生宿舎に引き続き入居するか、各専修学校があっせんする宿舎に入居することができる。

(5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置学校、分野、学科、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府が実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍する元国費留学生として紹介するために、公表する場合がある。

なお、卒業後に日本政府から元国費外国人留学生に情報提供を求める事項については協力すること。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱いについての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱いについて承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

(6) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。

(7) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。

(8) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。